

京都府地域訓練協議会設置要綱

1 目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練（同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）を実施するに当たり、国で策定する全国規模の総合的な職業訓練実施計画も踏まえ、地域における求職者の動向や訓練ニーズに対応した実施分野及び規模の設定、訓練実施機関の開拓や地域の関係機関間の連携方策等について企画・検討を行う場として、京都労働局において地域訓練協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

また、平成30年3月6日に「京都府雇用対策協定書」が締結されたところであり、京都府内で国と京都府が所管する全ての訓練等について、総合的かつ一体的に実施するための協議を行う。

2 名称

協議会の名称は、「京都府地域訓練協議会」とする。

3 構成員

(1) 協議会は、以下に掲げる者を委員として構成する。

① 有識者

同志社大学社会学部教授
株式会社京都新聞社編集局長

② 労使団体その他産業界関係者

京都経営者協会専務理事
京都商工会議所会員部長
京都府中小企業団体中央会事務局長
京都府商工会連合会事務局長
日本労働組合総連合会京都府連合会事務局長

③ 教育・教育訓練機関・地方公共団体等

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部長
一般社団法人京都府専修学校各種学校協会副会長
京都府職業能力開発協会専務理事
近畿経済産業局地域経済部長
京都府商工労働観光部長
京都市産業観光局長
一般社団法人全国産業人能力開発団体連合会の推薦する者

④ 京都労働局

職業安定部長

(2) 協議会には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(3) 協議会の事務局は、京都労働局職業安定部で行う。

4 任期

委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

委員の任期が満了した時は、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

5 会長

(1) 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

(2) 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(3) 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

6 協議会の開催

協議会は、原則として年2回開催することとし、中央訓練協議会の開催に合わせて開催する。

7 協議事項

協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 京都府内における公的職業訓練の訓練実施分野及び規模の設定に関すること。

(2) 訓練実施機関の開拓や関係機関間の連携方策等に関すること。

(3) 公的職業訓練の効果的な実施の推進に関すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

8 その他

(1) 協議会の下に「ワーキングチーム」を置く。「ワーキングチーム」は「京都府地域訓練計画」に基づく職業訓練の具体的な実施内容、スケジュール、及び連携方策の検討・作成のほか、進捗管理等を行う。

(2) 上記「ワーキングチーム」の構成は、京都労働局、京都府、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とし、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(3) 協議会の議事については、別に協議会において申し合わせた場合を除き公開とする。

(4) この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成23年7月26日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日付けで改正する。

この要綱は、平成26年4月1日付けで改正する。

この要綱は、平成28年10月5日付けで改正する。

この要綱は、平成29年10月26日付けで改正する。

この要綱は、平成30年3月6日付けで改正する。

この要綱は、平成31年3月5日付けで改正する。

この要綱は、令和3年2月19日付けで改正する。